

東浦町一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)(案)概要版

1 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内における一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた計画を策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間としています。

今回は、計画期間はそのままとし、環境を守る基本計画の見直しに合わせて見直しを行うものです。

3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」で掲げた施策との整合を図りつつ、ごみの減量や適正処理に向けた施策を総合的・計画的に推進していくための計画であるとともに、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を進めていくための計画でもあります。

4 ごみ処理基本計画

(1)基本理念

みんなですすめる 循環型社会推進のまち ひがしうら

(2)基本方針

次の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

基本方針1 資源の有効利用と3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進

基本方針3 安定したごみの適正な処理・処分

◎基本方針は、みんな(住民・事業者・行政)が協力して進める

(3)排出抑制及び再生利用に関する目標

排出抑制に関する目標値については、令和2年度末の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を 429g としていますが、令和5(2023)年度の実績は 448g であり、目標達成まで 19g の削減が必要となっています。

また、人口減少社会を迎え、町全体のごみの発生量及び処理量は人口減少に伴い減るものと予測されます。

これらを踏まえ、本計画における令和 12(2025)年度末時点での目標値は1人1日あたり 429g とし、引き続きごみ減量に取り組むこととします。また、資源化率についても重量のある紙類の減少により伸び悩んでいるため、28%とし引き続き資源化に取り組みます。

なお、国の施策や社会経済動向のほか、生活様式の変化に伴い家庭から排出されるごみの量に大きく変動が見られる場合などにおいては、必要に応じて目標値の見直しを行うこととします。

表 排出抑制及び再生利用に関する目標値

項目	実績値 令和元年度 (2019 年度)	中間目標 令和7年度 (2025 年度)	最終目標 令和 12 年度 (2030 年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※1	473g	429g	429g
資源化率 ※2	21.2%	25.0%	28.0%

※1 (家庭系ごみ量－資源ごみ量)×1,000,000÷(年間日数×人口)

※2 資源ごみ量÷家庭系ごみ量×100

(3)ごみの排出抑制のための方策に関する事項

ごみの適正処理における実施者の主な役割

ア 住民

日常生活の中で、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の意識を持ちながら、ごみの排出抑制に努めます。

イ 事業者

事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正な処理を行うとともに、排出抑制、再資源化等によりごみ減量に努めます。

ウ 行政

住民、事業者、行政の役割を明確にしつつ、ごみ処理に関する総合的かつ計画的な各種施策の推進を図ります。

(4)東浦町家庭系ごみ減量化実施計画

ア 計画の方向性

家庭系ごみの減量化は、町民の理解と協力にも依存するとされ、定期的な計画見直しが必要です。家庭系可燃ごみ処理有料化導入後の排出量動向も把握しつつ、施策検討も併せて実施します。今回は、ごみ処理基本計画のタイミングに合わせて、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画を見直します。

また、具体的な内容は重複しているため、今回より本計画内に定めます。

イ ごみ減量化の取り組み

家庭系可燃ごみ処理有料化導入の効果により、目標達成に向けて減少傾向が見られます。そのため、引き続きごみ減量に関する効果等を検証するとともに、家庭系可燃ごみ処理有料化を同条件で継続していくものとします。

(5)目標達成に向けた施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

基本方針	基本的な施策	個別施策
基本方針1 資源の有効利用と3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	普及啓発、環境教育の推進	●的確な啓発、情報提供の充実 ●環境学習の充実
	プラスチック資源循環の推進	●プラスチックごみの削減 ●プラスチック資源循環の活用 ●製品プラスチック分別回収の推進
	再使用(リユース)の促進	●リユース情報の提供 ●粗大ごみ等リユース事業の推進
	資源物分別の徹底	●資源物の分別排出の徹底 ●資源物回収品目の検討 ●紙類の資源化の推進
	地元各種団体等とのパートナーシップ	●コミュニティに対しての資源物回収に応じた交付金の加算 ●地元管理地へ資源物拠点回収場所の設置 ●各種団体との3R 促進
基本方針2 ごみの排出抑制・減量の推進	家庭系ごみの減量、適正排出の推進	●家庭系可燃ごみ処理有料化 ●他の減量施策
	生ごみの減量・食品ロスの削減	●食品ロス削減推進計画 ●生ごみの減量及び自家処理の促進
	事業系ごみの適正排出の推進	●事業者への指導・協力要請
基本方針3 安定したごみの適正な処理・処分体制の推進	適正な収集・運搬体制の推進	●適正な収集運搬体制の整備 ●ステーションにおける適正排出の徹底 ●高齢者・障害者等へのごみ排出支援
	安定的な処理・処分の推進	●適正なごみ処理方法の継続 ●最終処分場の安定的な維持
	その他適正処理に関する施策	●ごみの散乱防止 ●ごみの不法投棄の監視 ●適正処理困難物に対する啓発の推進 ●取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理 ●災害廃棄物への備え ●財政出の合理的運用 ●新たなごみ処理技術への対応

5 食品ロス削減推進計画

(1)趣旨目的

食品ロスは、生産から消費までの過程で大量に発生し、その問題は持続可能な開発への課題となっています。日本では年間約522万トンの食品ロスが発生しており、家庭と食品関連事業者から約半々で出ています。食品ロスの削減は、食品やエネルギーの無駄削減、家計負担やCO2排出量の削減など、様々な効果が期待できます。

食品ロス削減推進法が2019年に施行され、地方公共団体は食品ロス削減計画を策定することになりました。

本町の「食品ロス削減推進計画」では、将来の目標設定と施策を明らかにし、住民、事業者、行政が食品ロス削減に一体となって取り組むことを目指します。

(2)計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画と位置付けます。

関連法令、国の基本的方針及び2022年2月に策定された「愛知県食品ロス削減推進計画」(計画期間:2022~2026年度)を踏まえつつ、「東浦町総合計画」、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」その他関連計画との整合性を図り策定します。

(3)食品ロス発生の現状

ア 意識調査

愛知県が2020年度に実施した県民アンケートでは、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる人の割合を集計したところ82.6%となり、全国の76.6%(2020年度、消費者庁調べ)と比べ高い状況でした。

本町においても、2023年度に住民アンケート調査を実施しており、食品ロスをできるだけ減らす取り組みを実施している住民の割合は85.9%となっており、愛知県の結果と比較して高い結果となっています。

イ 東浦町の食品ロス推計と目標

	実績 家庭系(2022年度) 事業系(2019年度)	目標 2031年度
家庭系	1,006トン	979トン
事業系	453トン	402トン

(4)食品ロスに向けた取り組み

食品ロス削減には住民や事業者などとの協働が重要で、町は関連部局と情報を共有し、連携します。食品の生産から消費までの過程で、関連する主体が連携して取り組むことが大切です。消費者や事業者の食品ロス意識の定着と有効利用を図ります。また、発生した食品廃棄物は再生利用を促します。これらの視点から食品ロスの削減策を推進します。